

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月23日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第28号までを3号ずつ繰り上げ、第29号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 公益財団法人国立京都国際会館

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)